

平成27年1月23日
(照会先)
国民年金部収納企画指導グループ長 森谷 浩之
参事役 石井 満裕
(電話直通 03-6892-0764)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「国民年金保険料の強制徴収の集中取組」について

1 取組内容

日本年金機構では、国民年金第1号被保険者の皆さまに国民年金制度及び保険料の納付義務についてご理解いただくとともに、年金権の確保につなげるため、様々な収納対策に取り組んでいます。

昨年度から特に取組を強化し、本年度においては、控除後所得 400 万円以上かつ未納月数 13 月以上の方等を対象に強制徴収を実施することとしています。年度末に向け、こうした方で、国民年金保険料を支払う能力をお持ちでありながら、たび重なる督促にもかかわらず、保険料を納付する意思がない方に対し、財産調査や差押えに集中して取り組めます。

また、控除後所得額が 1,000 万円以上ある方については、取組を徹底します。

2 取組期間

平成 27 年2月及び平成 27 年3月

3 財産調査等の対象者数

控除後所得 400 万円以上かつ未納月数 13 月以上の方等で、
たび重なる督促にもかかわらず納付する意思がない方 …… 14, 508人
(うち、控除後所得額が 1,000 万円以上ある方 …… 992人)

4 強制徴収の実施状況

	最終催告状	督促状	財産差押
平成 26 年 4 月～11 月分	(4,153 件) 56,767 件	(2,003 件) 33,175 件	(201 件) 8,104 件
平成 25 年 4 月～11 月分	(4,032 件) 65,984 件	(1,450 件) 28,426 件	(194 件) 4,617 件

※1 最終催告状…強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分(財産差押え)を開始することを明記している。

※2 督促状……最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えが実施される。(国税徴収法)

※3 括弧内は、控除後所得額 1,000 万円以上である方の再掲。

5 その他

都道府県毎にそれぞれの記者クラブ等に同様の公表を行います。

以 上

都道府県別取組状況

(単位:件)

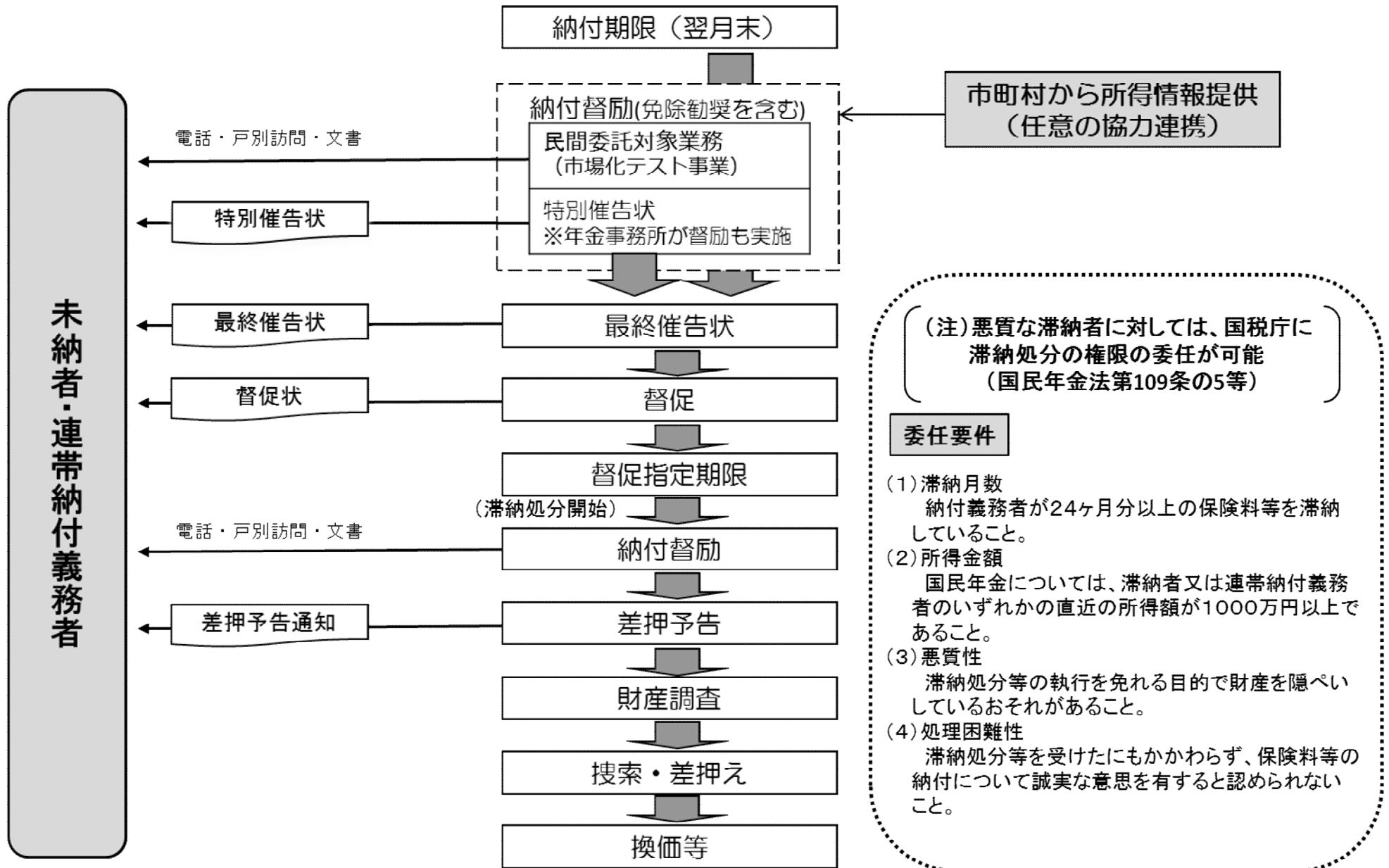
(単位:人)

<参考>

	強制徴収の実施状況(平成26年4月～平成26年11月分)						集中取組対象者数 (平成27年2月・3月実施)		平成23年度 最終納付率 (平成25年 度末)	平成25年度 納付率
	最終催告状		督促状		財産差押			うち所得1,000 万円以上※		
		うち所得1,000 万円以上※		うち所得1,000 万円以上※		うち所得1,000 万円以上※				
全 国	56,767	4,153	33,175	2,003	8,104	201	14,508	992	65.1%	60.9%
北海道	1,005	67	566	33	76	1	416	26	64.3%	60.4%
青森県	458	19	236	5	45	0	162	7	63.3%	59.8%
岩手県	372	15	170	16	39	5	26	1	72.6%	67.9%
宮城県	1,035	105	396	37	40	0	253	32	65.9%	60.3%
秋田県	245	9	97	2	16	0	24	2	74.3%	69.9%
山形県	300	15	130	8	27	0	47	2	75.8%	71.7%
福島県	584	21	197	6	66	0	96	11	67.8%	63.1%
茨城県	1,451	75	1,120	24	214	0	361	16	62.2%	58.3%
栃木県	726	51	419	17	42	1	400	13	62.3%	58.5%
群馬県	622	28	515	16	78	2	236	9	67.6%	63.0%
埼玉県	3,438	197	1,805	69	365	0	1,299	66	62.3%	56.9%
千葉県	3,723	272	2,601	166	671	22	274	26	63.6%	59.0%
東京都	10,872	1,191	7,654	720	1,879	99	3,231	301	62.1%	57.2%
神奈川県	6,179	475	4,300	274	829	23	942	91	64.3%	59.5%
新潟県	441	51	211	8	38	0	195	10	76.4%	72.9%
富山県	399	17	215	11	78	0	22	0	75.3%	71.5%
石川県	255	25	138	9	123	0	88	10	74.5%	71.3%
福井県	101	12	72	7	9	0	52	3	75.2%	71.4%
山梨県	330	9	206	5	35	0	86	1	70.0%	66.7%
長野県	407	19	291	12	23	0	147	5	73.4%	69.0%
岐阜県	813	51	426	21	217	1	116	4	73.5%	70.0%
静岡県	1,863	72	921	35	181	0	159	18	69.2%	65.0%
愛知県	4,310	214	1,639	86	786	12	530	44	68.5%	64.7%
三重県	560	24	239	7	48	0	55	2	71.4%	68.6%
滋賀県	578	38	386	18	70	1	220	5	70.9%	67.1%
京都府	1,266	48	734	23	258	3	358	17	67.6%	64.5%
大阪府	3,971	233	2,790	113	701	2	1,501	79	55.8%	51.9%
兵庫県	1,826	157	1,041	55	308	3	912	59	63.6%	59.7%
奈良県	438	26	251	10	71	0	278	8	68.3%	65.4%
和歌山県	264	16	91	4	41	3	97	3	72.3%	69.3%
鳥取県	76	2	32	0	12	0	20	0	70.1%	66.5%
島根県	106	5	64	0	12	0	25	0	77.1%	73.4%
岡山県	417	12	212	9	31	1	99	7	69.4%	64.1%
広島県	664	42	319	17	24	0	137	10	69.8%	65.2%
山口県	281	14	81	1	46	0	85	3	71.2%	67.3%
徳島県	154	24	70	4	7	0	16	0	67.6%	64.2%
香川県	274	13	89	6	23	0	59	0	70.3%	67.6%
愛媛県	343	38	186	11	19	0	117	13	70.7%	67.7%
高知県	201	22	73	9	11	0	40	1	67.7%	64.6%
福岡県	2,262	204	910	58	245	14	592	29	61.1%	58.3%
佐賀県	353	23	130	8	40	0	155	13	68.1%	64.4%
長崎県	263	17	199	11	34	1	20	0	61.1%	58.3%
熊本県	764	60	152	11	43	2	110	14	66.6%	62.9%
大分県	342	8	232	8	43	0	61	2	65.3%	62.0%
宮崎県	315	17	164	4	32	2	65	4	64.9%	61.1%
鹿児島県	541	40	182	5	46	0	183	6	63.7%	60.3%
沖縄県	579	60	223	24	62	3	141	19	45.1%	41.7%

※表中の「所得」は控除後所得

国民年金保険料未納者に対する対応



納付期限 (翌月末)

市町村から所得情報提供
(任意の協力連携)

納付督促(免除勸奨を含む)

民間委託対象業務
(市場化テスト事業)

特別催告状
※年金事務所が督促も実施

電話・戸別訪問・文書

特別催告状

最終催告状

最終催告状

督促状

督促

督促指定期限

(滞納処分開始)

納付督促

電話・戸別訪問・文書

差押予告通知

差押予告

財産調査

搜索・差押え

換価等

(注)悪質な滞納者に対しては、国税庁に
滞納処分の権限の委任が可能
(国民年金法第109条の5等)

委任要件

- (1) 滞納月数
納付義務者が24ヶ月分以上の保険料等を滞納していること。
- (2) 所得金額
国民年金については、滞納者又は連帯納付義務者のいずれかの直近の所得額が1000万円以上であること。
- (3) 悪質性
滞納処分等の執行を免れる目的で財産を隠ぺいしているおそれがあること。
- (4) 処理困難性
滞納処分等を受けたにもかかわらず、保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

未納者・連帯納付義務者